

〈資料編〉

第一部 基調講演

「会社法と内部統制」レジュメ

弁護士 中村直人

一 会社法上の内部統制の経緯

- 1 金融検査マニュアル・H11. 7. 1
- 2 大和銀行事件判決・H12. 9. 20
- 3 新監査基準のリスク・アプローチ・H14. 1
- 4 神戸製鋼所事件裁判所所見・H14. 4. 5
- 5 平成14年改正商法で委員会等設置会社に決議義務・開示義務導入
- 6 会社法で決議義務・開示義務・H18. 5. 1

二 議論の流れ

1 立法前

学説が内部統制システム構築義務を主張・・・善管注意義務の一態様

2 大和銀行事件判決で内部統制システム構築義務認める。

3 平成14年改正商法

(1) 委員会設置会社につき、決議義務・開示義務を新設

・旧商法特例法21条の7第1項第2号

「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」

旧法務省令・商法施行規則193条

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ② 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項
- ④ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- ⑥ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(2) 内部統制を法制化する理由と決議事項の関係

監査委員会は非常勤である。

↓

自分では監査のため実査などはしない。

↓

会社の内部統制システムを使って監査することになる。

↓

よって、内部統制システムが必要である。

↓

法制化

(3) 決議事項の内容

- * 大半は監査委員会の監査体制・監査ツールの問題（1から4号）
- * 唐突にリスク管理体制（5号）と効率経営及びコンプライアンス（6号）が入っている。
- * どれも全く統一的な考えに従っていない。
- * リスク管理は企業価値向上の問題、効率経営も同様。本来監査役の監査対象ではない。監査委員会だから置くことができた。

→ これはいわゆる内部統制システムとは、まったく同一性も連動性もない。

COSOなどとは異次元の話

→ 本来の内部統制（経営者によるリスク管理体制の構築）とは異なり、監査委員会の話になってしまった。

義務化の理由付けが歪んでいたことが原因。

4 会社法での一般義務化

(1) 会社法362条4項6号

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」

[委員会設置会社]

会社法416条1項1号ロ

「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」

会社法416条1項1号ホ

「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」

[会社法施行規則100条]

- ① 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」
- ② 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
- ③ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
- ④ 「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
- ⑤ 「会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」
- ⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」
- ⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」
- ⑨ 「その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制」

*委員会型は112条1項（⑥から⑨）、2項（①から⑤）

(2) 監査体制に関わる事項と本来の経営者による内部統制を分別整理

委員会設置会社かどうかを問わず、義務化。

(3) しかしいわゆる内部統制とは全く異次元のもの

[会社法]

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」はコンプライアンス
「株式会社の業務の適正を確保するために必要なもの」は極めて抽象的
→ 特定の内部統制モデルは採用していない。

[規則]

具体的な項目についても、統一性はなく、羅列型。

相変わらず監査体制の問題も列挙されている。

→ そもそも監査役・監査体制の内部統制上の位置づけは不明確

- ・ アメリカには監査役はいない。
- ・ 内部統制システムを「経営者に対する義務の設定」と考えると、経営者に対する監督者を内部統制に含めるのは矛盾。
- ・ 監査役は取締役の職務の執行状況を監査するのであって、「内部統制組織を使って監査する」という説明は不正確。むしろ監査対象である。
- ・ しかし内部統制の考え方からすれば、監査役の職務状況も統制環境に影響を与える事項。監査役を除外することもできない。

5 結論

会社法の定める「内部統制システム」は、いわゆる内部統制とは異次元の問題である。

あえていえば、会社法上の義務である広いリスク管理体制、コンプライアンス体制の構築義務の一つの履行として、COSOの内部統制を取り入れるという方法もありうるという程度のつながり。

財務報告の内部統制は、会社法上のリスク管理体制、コンプライアンス体制の構築義務の一部でもあり、かつ、特別法がそれを具体的な義務としたもの。

三 内部統制システムを巡る会社法上の位置づけ

1 善管注意義務からの始まり

その中身はリスク管理体制。

企業価値向上のための仕組みである。

善管注意義務だけで具体的な義務を定める法令はない。

→ 基本的に経営判断の問題

従来判例も同様。 ダスキン事件、ヤクルト事件判決等

2 しかしながら内部統制システムはガバナンスの問題

不祥事の多発を前に、経営者に対して会社の経営に責任をもたせるための仕組み

→ 何か問題が起きたときに、「自分は知らない」とは言わせないのが趣旨

3 内部統制システムは、経営者の裁量を奪う考え方ではないのか？

→ 経営判断の原則の適用はない。

監視義務違反がないとは言わせない。

→ やるべきことはやらねばならない。

- 4 やるべきことの具体化が今後の課題
～具体的に取締役会、取締役がすべきとされた事項については責任を免れない。
→ 取締役会、取締役が何をすべきかの具体化の問題

- 5 会社法の決議義務
いかなる決議をするかは自由。
しかしその10項目を検証させることに意味がある。

- 6 財務報告の内部統制
 - ①「経営者の義務」であることと、②具体的にすべきことを定めた点に意味あり。
企業会計審議会の報告も、
 - ・すべて「経営者は、・・・しなければならない。」とされている。
 - ・トップダウン型のリスク・アプローチ
経営者は、連結ベースの全社的內部統制の有効性を評価する。
経営者は、業務プロセスに係る内部統制の有効性を評価する。
経営者は、評価の範囲を決定する。
経営者は、内部統制報告書を作成する。
経営者は、監査を受ける。

四 最後に

内部統制は企業価値向上のためにある。

以 上

第二部 パネルディスカッション

「我が国企業の内部統制制度導入の現状と課題－2008年度の強制適用を踏まえて－」

◎当日資料

プロネクサス総合研究所開設記念フォーラム
【パネルディスカッション】

**我が国企業の内部統制制度導入
の現状と課題**
－2008年度の強制適用を踏まえて－

八田進二
青山学院大学大学院教授

Nov. 2006 ©Hatta Shinji 1

**「財務報告に係る内部統制の評価及び
監査に関する実施基準（公開草案）」**

- 平成18年11月21日
企業会計審議会内部統制部会より公表
- コメント招聘期間
平成18年12月20日まで
- 公開草案の構成
 - I. 内部統制の基本的枠組み
 - II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告
 - III. 財務報告に係る内部統制の監査

Nov. 2006 ©Hatta Shinji 2

内部統制報告制度の概要

- 金融商品取引法の成立(6/7)・公布(6/14)・施行(7/4)
- 「企業内容等の開示の制度」の整備
 - ① 四半期開示報告制度
 - ② 内部統制報告制度
 - 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度」
 - ・有価証券報告書等の適正性について経営者の「確認」を義務付け
 - ・内部統制に関する経営者による「評価」と公認会計士による「監査」の義務付け
- 平成20(2008)年4月1日以降に開始する事業年度から適用

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

3

「実施基準案」策定のポイント

- 基本的な考え方
 - ① 各組織での工夫による整備を重視した「標準化」を指向
 - 「内部統制の構築の手法等は、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、すべての組織に適合するものを一律に示すことはできない。」
 - ② 制度の実効性を実効性を保った上での「コスト効率的な対応」を指向

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

4

「Ⅰ．内部統制の基本的枠組み」 のポイント

- ① 内部統制の4つの目的と6つの基本的要素の内容及びそれらの関係について詳述
 - 内部統制の構築に関して
- ② 「財務報告に係る内部統制の構築の要点」として、重要な点を6分野・16項目に整理して列挙
- ③ 「財務報告に係る内部統制の構築に向けての具体的なプロセス」として、
 - ・基本的計画及び方針の決定
 - ・内部統制の整備状況の把握について、一般的な手続を例示。
そのための参考として、複数の図表(業務の流れ図、業務記述書、リスクと統制の対応)を具体的に例示。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

5

「Ⅱ．財務報告に係る内部統制の 評価及び報告」のポイント①

- 経営者による評価及び報告のプロセスについて具体的に説明
- まず、全社的な内部統制の評価に関しては、経営者による効果的な評価・報告が可能となるように、「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」として、6つの基本的要素に分けて全部で42の評価項目を例示(チェックリストとして利用可能)。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

6

「Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」のポイント②

- 次に、業務プロセスに係る内部統制の評価に関しては、トップダウン型のリスクアプローチの導入で、評価範囲の絞り込みを採用。
- ① 評価範囲の決定にあたり、重要な事業拠点を選定（その際の決定基準として、連結ベースの売上高などの一定割合、概ね2/3程度まで含める）。
- ② 重要な事業拠点については、原則として、「売上、売掛金及び棚卸資産」の3勘定科目に至る業務プロセスを評価対象に。
- ③ その他リスクの高い業務プロセスは追加対象に。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

7

「Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」のポイント③

- 内部統制の不備のうち「重要な欠陥」についての判定は、当該不備の金額的な重要性と質的に重要性を勘案して判断。
この内の「金額的な重要性」の判断基準として、「連結税引前利益の、概ね5%程度」と例示。
- 経営者は、評価範囲について一定の絞り込みを行った段階で、必要に応じて、監査人と協議を行うことが適切。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

8

「Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の 監査」のポイント①

- 内部統制監査の目的を再確認
 - ① 財務諸表監査との一体監査(同一の監査人が担当)
 - ② ダイレクト・レポーティング不採用でも、監査の実効性は確保

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

9

「Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の 監査」のポイント②

- 内部統制監査の効率性を担保するための対応
 - ① 内部統制監査での監査計画の策定及び監査証拠の入手において、財務諸表監査との一体監査、補完監査ないしは相互融通監査を推進。
 - ② 経営者が行った内部統制の評価範囲の絞り込みについて、必要に応じて、経営者と協議を行うことが適切。
 - ③ 業務プロセスに係る内部統制の運用状況の評価については、90%の信頼度を得るために、評価対象となる統制上の要点ごとに、少なくとも25件のサンプルが必要。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

10

「実施基準案」での個別論点①

「Ⅰ.内部統制の基本的枠組み」に関して、

- 内部統制の基本的要素の「ITへの対応」に詳細は？
- 「内部統制の限界」にいう、経営者による内部統制の「無視・無効」と内部統制の「逸脱」の違いとは？

「Ⅱ.財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関して

- 「内部統制に関係を有する者」として「組織内のその他の者」の範囲とは？
- 「財務報告」の具体的な範囲とは？

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

11

「実施基準案」での個別論点②

➤ 「関連会社」の評価はどのようにするのか？

➤ 「委託業務の評価」とは？

➤ 評価の実施時期は「期末日」に限られているのか？

「Ⅲ.財務報告に係る内部統制の監査」に関して、

➤ 内部統制監査業務と財務諸表監査業務の同時提供禁止は、どのように解すべきか？

➤ 全社的な内部統制の不備は、重要な欠陥になるのか？

➤ 業務プロセスに係る内部統制の不備は、どのような場合に、重要な欠陥となるのか？

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

12

プロネクサス総合研究所開設記念フォーラム
 【パネルディスカッション】
討論に向けて 八田進二
青山学院大学大学院教授

1. 今般の「内部統制報告制度」の導入は、ディスクロージャー制度の信頼性を回復し、市場の信頼性をより向上させるためのもの
 ー内部統制制度改革の日米比較ー
2. 企業会計審議会・内部統制部会報告の特長
 ー後発組の優位性を生かしてー
3. わが国内部統制報告制度の課題と展望
4. 「実施基準案」の概要

Nov. 2006 ©Hatta Shinji 1

1.内部統制制度改革の日米比較①

	日 本	アメリカ
背景	◆端緒： 2004年10月西武鉄道事件 ・有価証券報告書の不実記載 ・経営者不正の事案 ◆その後の展開： 多数の有価証券虚偽記載の判明 2005年9月のカネボウ事件、 2006年1月のライブドア事件が 後押し	◆端緒： 2001年12月エンロン事件 ・不当な会計処理と開示 ・経営者不正の事案 ◆その後の展開： 多くの不正な財務報告の発覚 2002年6月ワールドコム事 件

Nov. 2006 ©Hatta Shinji 2

1.内部統制制度改革の日米比較②

	日 本	アメリカ
法 律	◆金融商品取引法 2006年6月7日成立	◆企業改革法(SOX法) 2002年7月30日成立
基準等	金融庁企業会計審議会(内部統制部会)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」(2005年12月) I. 内部統制の基本的枠組み II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告 III. 財務報告に係る内部統制の監査	I. 枠組み: COSO内部統制フレームワーク(1992年及び1994年) II. 経営者評価: SEC最終規則(2003年6月) III. 内部統制監査: PCAOB監査基準2号(2004年3月)

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

3

1.内部統制制度改革の日米比較③

	日本(金融商品取引法)	アメリカ(SOX法)
開示に対する経営者の責任	第24条の4の2 有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを記載した「確認書」の提出の義務づけ 【罰則】 虚偽の有価証券報告書等 10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれの併科 財務報告に係る内部統制報告書 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科	302条 四半期報告書・年次報告書における財務諸表の適正性と内部統制の構築・維持の宣誓(民事宣誓) 906条 四半期報告書での財務諸表の適正性の宣誓(刑事宣誓) (500万ドル以下の罰金又は20年以下の禁固刑、又はその両方)

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

4

1.内部統制制度改革の日米比較④

	日本(金融商品取引法)	アメリカ(SOX法)
内部統制報告制度	<p>第24条の4の4 事業年度ごとに、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制」についての評価報告書(「内部統制報告書」)の提出の義務付け</p> <p>第193条の2第2項 「内部統制報告書」に対する、公認会計士又は監査法人による監査証明の義務付け</p>	<p>404条</p> <p>◆年次報告書での内部統制報告書における記載事項</p> <p>(1)財務報告に係る内部統制の構築・維持に関する経営者の責任</p> <p>(2)直近の事業年度末における内部統制の有効性に関する評価</p> <p>◆経営者による内部統制評価報告書についての証明・報告を、財務諸表監査担当会計事務所が行うこと。</p>

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

5

2. 企業会計審議会・内部統制部会報告の特長 (2005.12.8)

◆公表文

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」

◆本文

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」

- I. 内部統制の基本的枠組み
- II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告
- III. 財務報告に係る内部統制の監査

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

6

I -1.内部統制の定義

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

7

I -1-(1) 目的(4つ)

- (1) 業務の有効性及び効率性
事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること
- (2) 財務報告の信頼性
財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること
- (3) 事業活動に関わる法令等の遵守
事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること
- (4) 資産の保全
資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認のもとに行われるよう、資産の保全を図ること

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

8

I -1-(2) 基本的要素(6つ)

(1) 統制環境

統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えると同時に、他の基本的要素の基礎となるものをいう。

(2) リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織の目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいう。

(3) 統制活動

統制活動とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

9

I -1-(2) 基本的要素(続)

(4) 情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互間に正しく伝えられることを確保することをいう。

(5) モニタリング(監視活動)

モニタリングとは、内部統制の有効性を継続的に監視及び評価するプロセスをいう。

(6) IT(情報技術)への対応

ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応することをいう。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

10

I -2.わが国内部統制議論(基準)の特長

(1)国内化を配慮した所:

内部統制の目的に「資産の保全」を明示

(2)最新化を配慮した所:

①内部統制の基本的要素の「リスクの評価」を「リスクの評価と対応」に微調整

②内部統制の基本的要素に「ITへの対応」を追加

・IT環境への対応

・ITの利用及び統制

(3)国際的な説明責任を念頭に置いた取り組み

①英文による「基準」の翻訳と一般開示の実施

②COSO報告書の視点はすべて包含(Beyond the COSO)

③原則、全公開会社に対して一律適用

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

11

II. 「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」の特徴

◆ 「財務報告」の範囲

- 財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告
- 連結ベースでの有効性評価

◆ 経営者による評価範囲の決定(絞込みの議論)

- 財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、以下の事項等に関して合理的に評価の範囲を決定
 - ◆ 財務諸表の表示及び開示
 - ◆ 企業活動を構成する事業又は業務
 - ◆ 財務報告の基礎となる取引又は事象
 - ◆ 主要な業務プロセス

◆ 全社的な内部統制の評価

◆ 内部統制の不備又は重要な欠陥の定義

◆ 内部統制の不備又は重要な欠陥、及び財務報告への影響の開示

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

12

Ⅲ. 「財務報告に係る内部統制の監査」の特徴

- ◆ 財務諸表の監査と一体として実施
 - 報告形式等の踏襲
 - 監査基準の一般基準及び品質管理監査基準等を前提
- ◆ 経営者による内部統制報告書を対象とする監査
 - 内部統制報告書において有効でないと表明された場合
 - 監査人による直接報告(ダイレクト・リポーティング)を行わない
 - 追記情報の活用
- ◆ 監査役又は監査委員会との関係

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

13

3.わが国内部統制報告制度の課題と展望① — 制度の意図 —

- 内部統制の有効性に係る議論は、ディスクロージャー制度改革の一環として始まったもの—日米共通—。
- これは、戦後の歴史の中での、わが国ディスクロージャー制度の大改革(内部統制ビッグバン)。
- 「内部統制報告実務」の制度化については、既に、会社法の適用もあることから、自社に合った「内部統制」の整備・運用を目指すことが不可欠。
- 内部統制の整備・運用には、画一的なアプローチは存在しない。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

14

3.わが国内部統制報告制度の課題と展望② －制度の導入－

- 金融商品取引法の成立(6/7)・公布(6/14)・施行(7/4)
 - 「企業内容等の開示の制度」の整備
 - ① 四半期開示報告制度
 - ② 内部統制報告制度
 - 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度」
 - ・有価証券報告書等の適正性について経営者の「確認」を義務付け
 - ・内部統制に関する経営者による「評価」と公認会計士による「監査」の義務付け
- 2008(平成20)年4月1日以降に開始する事業年度から適用
- 内部統制の「実施基準」は？

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

15

3.わが国内部統制報告制度の課題と展望③ －今、起きている問題－

- 「経営者不在」に近い、内部統制議論が蔓延。
- 企業ないし経営者が主体性を発揮せずに、「第三者依存型(コンサル会社、監査法人等)」の内部統制対応に翻弄。
- 「米国SOX法404条のコピー」に似た内部統制実務に盲従。
 - ① 画一的・形式的な内部統制の構築と評価
 - ② 財務報告リスク(虚偽表示リスク)重視の内部統制評価、監査が活かされていない。
 - ③ 制度の趣旨と乖離した、膨大な文書化作業
 - ④ 過大なコスト負担
- 内部統制「ハウツー本」に似た「実施基準」を待望する姿勢。

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

16

4.「実施基準案」の概要①

I) 内部統制の基本的枠組み

- ・4つの目的と6つの基本的要素の関係
- ・「財務報告に係る内部統制の構築の要点」
- ・「財務報告に係る内部統制の構築に向けての具体的なプロセス」

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

17

4.「実施基準案」の概要②

II) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

- ・「財務報告」の範囲の確定
- ・「重要性の判断指針」
 - 内部統制の不備における「重要な欠陥」
 - ①金額的な重要性の判断(量的基準)
 - ②質的な重要性の判断
- ・「全社的な内部統制の評価」結果を踏まえて「業務プロセスの評価」
範囲の決定
 - ①重要な事業拠点の選定(量的基準)
 - ②評価対象とする業務プロセスの識別
 - イ.決算・財務報告プロセス
 - ロ.イ以外の業務プロセス
 - ③監査人との協議

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

18

4.「実施基準案」の概要③

Ⅲ)財務報告に係る内部統制の監査

- ・「内部統制監査」の目的の再確認
- ・「内部統制監査」と「財務諸表監査」の関係
- ・内部統制監査の実施
 - (1)全社的な内部統制の評価の検討
 - (2)業務プロセスに係る内部統制の評価の検討
 - (3)内部統制の重要な欠陥の報告と是正
 - (4)不正等の報告
 - (5)監査役又は監査委員会との連携
 - (6)他の監査人等の利用
- ・監査人の報告

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

19

略語解説

COSO トレッドウェイ委員会支援組織委員会

GAO 会計検査院

PCAOB 公開会社会計監視委員会

SEC 証券取引委員会

SOX法 企業改革法(サーベインズ=オックスリー法)

Nov. 2006 ©Hatta Shinji

20

《講演者プロフィール紹介》

第一部 基調講演

中村 直人 (なかむら なおと)

中村・角田・松本法律事務所パートナー

弁護士

1982年10月、一橋大学在学中に司法試験に合格し、翌年3月に同大学を卒業。1985年4月に、第二東京弁護士会に登録し、森綜合法律事務所を経て、1998年4月に、日比谷パーク法律事務所を開設。同事務所のパートナーとして活躍したのち、2003年2月中村直人法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）を開設。

主な著書に、『株主代表訴訟体系』（共著 弘文堂）、『役員の実務―役員は何をすべきか―』（商事法務研究会）、『会社法の現代化と実務への影響』（共著 株式会社商事法務）、『新会社法―新しい会社法は何を考えているか』（株式会社商事法務）など多数。

第二部 パネルディスカッション

コーディネーター

八田 進二 (はった しんじ)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

現在、日本監査研究学会会長、金融庁企業会計審議会委員（内部統制部会部会長）、金融庁金融審議会臨時委員（公認会計士制度部会）、国連内のガバナンス改革運営委員会委員、NHKコンプライアンス委員会委員長、公認会計士試験委員ほか。

主な著書に『これだけは知っておきたい内部統制の考え方と実務』（日本経済新聞社）、『不正な財務報告書』『内部統制の統一的枠組み〔理論篇／ツール篇〕』（白桃書房）、『逐条解説 改訂監査基準を考える〔増補版〕』（同文館出版）、『全社的リスクマネジメント〔フレームワーク篇／適用技法篇〕』（東洋経済新報社）など多数。

パネリスト（お名前50音順）

引頭 麻実 (いんどう まみ)

大和証券SMB C株式会社 事業調査部長 シニアコーポレートアナリスト

1985年一橋大学法学部卒業。同年、女性総合職第一期生として大和証券株式会社入社。同年大和証券経済研究所（現大和総研）配属となり、電機セクターアナリスト、ストラテジスト等を経て、2004年大和証券SMB C株式会社へ転籍。投資銀行業務のアナリスト業務を行う。2005年現職。公認会計士・監査審査会、企業会計審議会、統計審議会の委員のほか、証券アナリスト協会企業会計研究会委員、内閣府、経済産業省、総務省等の各種部会／研究会等の専門委員も務める。

梶川 融 (かじかわ とおる)

太陽ASG監査法人 総括代表社員

慶應義塾大学卒業後、監査法人中央会計事務所に入所（現 みすず監査法人）。同監査法人のパートナーを経て、現在、太陽ASG監査法人 総括代表社員（CEO）。その間約30年間、公認会計士として主に商法・証券取引法による法定監査及び企業財務に対するコンサルティング業務に従事。近年は公会計の分野として郵政公社、道路公団等の組織変更に際する会計基準の設定、独立行政法人の評価等の分野にも参画。現在、郵政行政審議会、政策評価・独立行政法人評価委員会専門委員、財政制度等審議会財政制度分科会専門委員。元 公認会計士第三次試験委員。

長友 英資 (ながとも えいすけ)

株式会社東京証券取引所 常務取締役 最高自主規制責任者

1971年中央大学法学部卒業後、東京証券取引所に入所。上場部上場管理室長、国際部長、債券部長、総務部長等を歴任し、2001年11月に執行役員に就任。2003年には常務取締役、2005年より常務取締役兼最高自主規制責任者となる。

堀切 功章 (ほりきり のりあき)

キッコーマン株式会社 常務執行役員 経営企画室長

1974年慶應義塾大学経済学部卒業後、キッコーマン株式会社に入社。国内営業、マーケティング担当を経て1995年プロダクト・マネジャーとして新商品開発に携わる。2003年執行役員に就任し関東支社長、経営企画部長を歴任し、2006年7月に常務執行役員に就任し、経営企画室、経理、情報システム、監査部を担当。

研究所レポート
創刊号

2007年2月発行

©編集・発行 プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

〒105-0003

東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル

電話 (03)5777-3032

<無断転載・複写を禁ず>

研究所 レポート

プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 垂細亜証券印刷株式会社)

〒105-0003

東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル

TEL : 03-5777-3032